

令和3年5月11日から同年7月30日までに公布された条例の一覧

番号	条例名	あらまし	公布日	施行日	担当課
18	島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例	農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条文を整理しました。	R3. 5. 11	公布の日	課税課
19	島田市金谷地区生活交流拠点施設条例	旧金谷庁舎跡地に整備する金谷地区生活交流拠点施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しました。	R3. 7. 30	R5. 10. 1 (原則)	資産活用課
20	金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例	谷地区生活交流拠点施設と既存の周辺施設を一体的に管理運営する金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができるようにするため、関係する条例を一括して改正しました。	R3. 7. 30	R5. 4. 1 (原則)	資産活用課
21	島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	固定資産の価格に関する不服の申出に係る書類について、押印を不要とするため、条例の一部を改正しました。	R3. 7. 30	公布の日	行政総務課
22	島田市税条例の一部を改正する条例	令和3年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人市民税においては非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族を限定するとともに、医療費控除の特例を5年延長し、固定資産税においては個々の市町村が固定資産税の課税標準の特例割合を条例において定めることができる対象が拡大されたことを受け、当該特例割合を規定するため、条例の一部を改正しました。	R3. 7. 30	R4. 1. 1 R6. 1. 1 公布の日	課税課
23	島田市手数料条例の一部を改正する条例	令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料については、このカードを発行する地方公共団体情報システム機構が徴収することとされることから、市における手数料を廃止するため、条例の一部を改正しました。	R3. 7. 30	R3. 9. 1	市民課
24	島田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例	令和3年3月に公布された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、基金の名称を変更するとともに、条例中の引用条項等を改めるため、条例の一部を改正しました。	R3. 7. 30	公布の日	市民協働課
25	島田市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険料の算定において、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合は、当該所得の合計額から10万円を控除するよう算定方法を改めるため、条例の一部を改正しました。	R3. 7. 30	公布の日	長寿介護課
26	島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例	市内における他の社会体育施設の利用料及び利用状況を勘案し、市外の利用者及び時間単位の利用に係る料金の区分を新たに設け、利用料の額を定めるため、条例の一部を改正しました。	R3. 7. 30	R3. 10. 1	スポーツ振興課